

遺言執行者の権限の明確化等

1 就職時の通知（民法1007条関係）

遺言執行者は、就職後直ちに、その旨及び遺言の内容をすべて相続人に通知しなければならないものとする。

現行法では遺言執行者が就職した旨を相続人へ通知すべき旨の明文規定はないため、実務上、遺言執行者から通知がないことに関して、相続人（とくに非受益相続人）との間でトラブルが生じることが少なくない。遺言の執行に対する非受益相続人やその債権者の妨害行為を危惧してのことと思われるが、遺言内容に反する処分行為は民法1013条によって制限されることからすればそのような一部相続人に偏った扱いは不要であり（注）、遺言の執行はあくまでも中立公正に行われるべきである。

そのため、遺言執行者は、就職後にその旨をすべての相続人に通知することを義務づけるべきである。その場合、就職の事実だけを知らせるのは不十分であり、遺言書の内容（公正証書遺言には検認手続がないため必要性が高い）まで知らせるべきで、具体的には遺言書写しを添付して通知する方法が考えられる。

なお、通知の有無は、遺言執行の効力とは無関係である。

（注）遺言執行者に就職した者は、それを公的機関（家庭裁判所あるいは法務局や公証役場）に届出するものとし、公的機関から就任証明書の発行を受ける仕組みを設けることができれば、遺言執行者の存在が公示されることになるが、それは取引の安全に資するので、そのような制度設計も検討に値する。

2 欠格事由（民法1009条関係）

相続人及び受遺者を欠格者とすべきである。

受益相続人や受遺者は、非受益相続人との間で利益相反の関係に立つため、遺言執行者としての適格性については従前から議論がある。遺言執行者は特定の相続人ないし受遺者の立場に偏することなく、中立的な立場でその任務を遂行すべきものであり、弁護士である遺言執行者が特定の相続人の代理人となることは旧弁護士倫理に反し懲戒事由に当たるとする裁判例（東京高判平成15年4月24日判時1932号80頁）は、遺言執行者と相続人との間に利益相反の関係があることを示すものである。また、遺言執行者の権限は、遺言の内容によっては極めて広範であり（清算型遺言など）、かつ、身分関係の得喪に及ぶこと（推定相続人廃除や認知を定める遺言など）からも、遺言の執行は単なる債務の履行（受益者への対抗要件具備）にとどまるものではなく、利害関係人に与える影響は少なくない。公正証書遺言等の証人（民法974条）との対比から見ても、一定範囲の者を欠格者とするのが相当である。

たしかに、相続人を遺言執行者とする例は多数存在するので、直ちに相続人等を欠格者とすることは遺言の実務に与える影響は少なくないが、経過措置を適切に設けることで影響を少なくすることもできるから、相続人等を欠格者とすべきである。

3 財産目録の作成・交付（民法1011条関係）

遺言執行者は、すべての相続人に対して財産目録を交付すべきである。なお、記載すべき財産は当該遺言において執行の対象となる財産（以下「執行対象財産」という）に限るべきである。

現行法では、遺留分を有しない相続人に対して財産目録を交付すべきかどうか必ずしも明らかではなく、財産目録の不交付をめぐるトラブルも少なくない（例えば、東京地判平成19年12月3日判タ1261号249頁など）。そのため、民法1011条における「相続人」の意味（遺留分の無い相続人を含む）、「財産」の意味（執行対象財産のみ）を明確にすべきである。

4 遺言執行者の権限の明確化（民法1012条1項関係）

- 1 遺贈がされた場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者が遺贈義務者となる。
- 2 遺産分割方法の指定がされた場合、遺言執行者は、受益者に対抗要件を具備させるために必要な行為を行うことができる。
- 3 預貯金について遺贈又は遺産分割方法の指定がされた場合、遺言執行者は、預貯金を払い戻して受益者へ引き渡すことができる。

遺言執行者の権限は、遺言者の意思である遺言の内容によって定まる。遺言の記載内容だけでは権限が及ぶかどうか必ずしも明らかでないという場合、次の行為については、遺言執行者の権限が及ぶか及ばないかについて、明確にすべきである。

（1）遺贈における遺言執行者の権限

部会資料9の第6・1と同じ。不動産（登録自動車を含む）を受遺者に引き渡す権限があるかどうかは、遺贈（遺言）の解釈に委ねるべきである。

（2）対抗要件を具備させるために必要な行為

遺産分割方法の指定（相続させる旨の遺言）がされた場合においても、とくに専門家である弁護士を遺言執行者として指定する遺言者の意思としては、受益相続人が単独に対抗要件を具備するために必要な行為をすることだけでなく、遺言執行者にも受益相続人に対抗要件を具備させるために必要な行為をすることを期待していることが通常である。なお、遺産分割方法の指定がされた場合、不動産（登録自動車を含む）を受益者に引き渡す権限はないことを明確にすべきである。

（3）預貯金を払い戻して受益者に引き渡す行為

預貯金について遺贈又は遺産分割方法の指定（相続させる旨の遺言）がされた場合、上記（1）によると、遺言執行者は、対抗要件を具備させるため、金融機関に通知するか又はその承諾を得なければならない。しかし、金融機関の中には預金通帳の名義変更（被相続人の口座番号の使用）に応じないところもあり、また、遺言執行者からの払戻請求への対応も金融機関によって様々である。裁判例でも、遺言執行者の払戻権限を認めるもの（東京高判平成11年5月18日金判1068号37頁、さいたま地熊谷支判平成13年6月20日判時1761号87頁）だけでなく、これを否定するもの（東京高判平成15年4月23日金法1681号35頁）もあることから、実務に混乱が生じないようにするため、遺言執行者に預貯金を払い戻して受益者に引き渡す権限があることを明確にすべきである。

（4）遺留分減殺請求に対応する権限・義務がないこと

遺贈又は遺産分割方法の指定がされた場合において、受益者の対抗要件が具備されるまで

の間に、非受益相続人から遺留分減殺請求を受けた場合、遺言執行者に遺留分減殺請求を受領する権限及び義務がないこと、遺言執行以前に減殺請求を受けた場合に執行を中止する権限及び義務がないことを明確にすべきである。

(5) 清算型遺言における債務弁済権限と処分権限

相続債務は相続開始に伴って相続人に分割帰属するので、遺言書において明記されていない限りは、遺言執行者に債務を弁済する権限・義務はないことを明確にすべきである（東京高判平成15年9月24日金法1712号77頁参照）。

なお、遺言執行者名義での登記ができないため、不動産の換価を含む清算型遺言がされた場合において、遺言執行者が実際に当該不動産を処分するためには、一旦相続人名義に登記した上で売却することになり、そのため、固定資産税や譲渡所得税が非受益の相続人にまで形式的に賦課されてしまうが、処分権限が遺言執行者にあることとの関係で疑問がある。登記実務を改めるべきである。

5 妨害行為の禁止（民法1013条関係）

相続人は、遺言執行者の権限に反する処分行為はできず、かかる処分行為は原則として無効とする現行法の規定を維持すべきである。相続人から権利を取得した第三者の保護については、別途規定を設けることで対処すべきである。

遺言執行者の就職時の通知において述べたとおり、遺言執行者の職務を中立公正に行わせるためには、遺言執行者の権限に反する相続人の処分権を制限する必要があるので、現行法の規定は維持すべきである。

その場合、民法1013条の「遺言執行者がある場合」の意義を明確にする必要がある。最判昭和62年4月23日民集41巻3号474頁は、遺言執行者として指定された者が就職を承諾する前に相続人の処分行為がされた場合でもこれに該当するとしたが、指定された遺言執行者が就職を承諾しなかった場合にはどうなるのか明らかでない等の問題がある。

6 遺言執行者の地位（民法1015条関係）

遺言者の意思をその死後に実現することを職務（任務）とする遺言執行者の地位に応じた適切な規定ぶりに改めるべきである。

現行法は遺言執行者を相続人の代理人とみなすと規定しているが、これを文字どおり捉える相続人との間でトラブルが生じることが少なくない。この規定は遺言執行者の行った行為の法的効果が相続人に帰属することを示すものと解されるが、一般市民に誤解を与える規定ぶりである。そのため、遺言者の意思をその死後に実現することを職務（任務）とする遺言執行者の地位に応じた適切な文言に改めるべきである。たとえば、「遺言執行者が行った意思表示は、相続人に対して効力を生じる」とすることなどが考えられる。

以上